別表六 (三十一) の記載の仕方

この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合に記載

- 年旧措置法第42条の11第3項の規定の適用を受けたものを含みます。)が平成19年旧措置法令第39条の41第17項(連結確定申告書に添付する事項)の規定の適用を
-)平成19年旧措置法第42条の7第3項《事業基盤強化 設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》、平成17 年改正前の措置法(以下「平成17年旧措置法」といいま 置法第42条の7第3項、平成16年旧措置法第42条の7第 3項又は平成15年旧措置法第42条の7第3項若しくは 第42条の8第3項の規定の適用を受けたものを含みま す。) が平成19年旧措置法令第39条の42第23項 (連結確

定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合

- (3) 平成19年旧指置法第42条の10第3項(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除)若しくは平成17年旧措置法第42条の10第3項(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受けた法場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受けた法 人(平成19年旧措置法第68条の14第3項(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の14第3項(沖縄の特別控除)又は平成17年旧措置法第68条の14第3員(沖縄の特別控除)又は平成17年旧措置法第68条の14第3員たも1場のた会決します。)が平成19年旧措置法第6第27条の10等3場合又は平成19年旧措置法第68条の14第3項の規定の適場合又は平成19年旧措置法第68条の14第3項の規定の第3項に平成17年旧措置法第68条の14第3項の規定の第3項に平成17年旧措置法第68条の14第3項の規定の第3項に平成17年日措置法第42条の10第3項の規置と呼ば平成17年日措置法第42条の10第3項に対定を受けた連結法人(平成19年日措置法第42条の10第3項に対定を受けたものを含みます。)が平成19年日者の19年日者の19年日者の19年日者の19年日者の19年日書に添付する場合4)平成19年日措置法第42条の11第3項《情報基盤強化 人(平成19年旧措置法第68条の14第3項《沖縄の特定中
- (4) 平成19年旧措置法第42条の11第3項(情報基盤強化 設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除)の規定 の適用を受けた法人(平成19年旧措置法第68条の15第3 項(情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の 特別控除)の規定の適用を受けたものを含みます。)が 平成19年旧措置法令第27条の11第14項(確定申告書に 添付する事項》の規定の適用を受ける場合又は平成19 年旧措置法第68条の15第3項の規定の適用を受けた連 福法人(平成19年旧措置法第42条の11第3項の規定の適用を受けたものを含みます。)が平成19年旧措置法令第39条の45第17項(連結確定申告書に添付する事項)の規定の適用を受ける場合

規定の適用を受ける場合 (5) 平成14年改正前の措置法第42条の6第3項《電子機器利用設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人が平成14年改正前の措置法令第27条の6第13項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合 (6) 平成18年改正法附則第106条《情報通信機器等を取規

- 定の適用を受ける場合。 (6) 平成18年改正法附則第106条 (情報通信機器等をを取置) の形成18年改正法附則第106条 (情報通信機器等を を取置) の形成18年改正法附類の特別控除るとれ措置と の規定によりなお表し、 18年のはよおその11第7項(リカスト 18年のは大きのは、 18年のは、 18年のは
- 果の45 第25項《連結確定申音音に称的する事項》の規定の適用を受ける場合 「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度(当該申告事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)又は申告連結事業年度前の連結事業年度(当該申告連結事業年度)を表現を表現していませた。 度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、 当該事業年度)について記載し、申告事業年度又は申告 連結事業年度については記載しないでください。